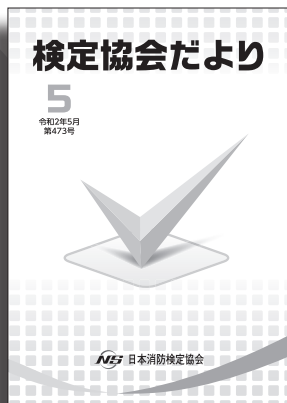


検定協会だより

5

令和2年5月
第473号





令和2年5月号

<http://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 「安全・安心で輝き続ける杜の都」の実現に向けて

仙台市消防局長 小野 司

技術基準の解説

- 3 共同住宅特例基準50年の歴史と特定共同住宅省令への移行
(その1)

東京理科大学総合研究院教授 小林恭一 博士 (工学)

協会情報

- 12 消防ポンプ自動車の機関及び車台一覧

消火・消防設備部 消防設備課

- 15 放水型ヘッド等スプリンクラー設備の評価結果概要について

虎ノ門事務所

おしらせ

- 17 有効期限を経過した受託評価品目

- 18 協会通信・業界の動き・
消防庁の動き

- 22 検定・性能評価・受託評価数量
(令和2年4月)

- 20 新たに取得された型式一覧

「安全・安心で輝き続ける杜の都」 の実現に向けて



仙台市消防局長
小野 司

仙台市は、東の太平洋から西は奥羽山脈までの広がりを持ち、船形山などの山々や広瀬川などで、多彩な自然環境に恵まれています。また、市内中心部は、屋敷林の名残やけやき並木などがあり、百万都市でありながら緑豊かで都市と自然が調和し、その共生から「杜の都・仙台」と呼ばれております。本市の始まりは、伊達政宗公が慶長5年(1600年)にこの地を居城と定めて「仙台」と命名、翌年、城下の町割りを行ったことに遡ります。それから400余年を経過した現在、東北の中核都市として発展を続けております。

春には江戸時代から続く伝統のすずめ踊りが演舞される「仙台青葉まつり」、夏には東北三大祭りのひとつ「仙台七夕まつり」、秋には杜の都が音楽で賑わう「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」、そして冬は、定禅寺通りのケヤキ並木が幻想的な光で輝く「SENDAI 光のページェント」など、四季折々のイベントが開催されるなど、街は活気に溢れています。

こうした賑わいの創出に不可欠な、市民生活の安全・安心を確保していくことが、我々消防機関に課せられた重要な責務であると考えております。

さて、昨年を振り返りますと、10月に発生いたしました令和元年東日本台風では、想像を超えるような降雨による河川氾濫や土砂災害などが多数発生し、広範囲に甚大な被害をもたらしました。宮城県内におきましても、発災直後から県内各消防本部から応援隊が出動したほか、県外からの緊急消防援助隊も早期に被災地に駆けつけ、献身的な活動を展開いただいたところであり、宮城県の代表消防機関として、改めて衷心より御礼申し上げます。

近年の大規模な災害の発生と相まって、消防機関に対する住民の期待と信頼はますます高まっており、その負託にしっかりと応えていかなければなりません。

これに加えまして、本市は東日本大震災を経験した都市としてその経験や知見を活か

し、受援側の視点を踏まえた積極的な応援活動を展開するなど、引き続き震災経験都市としての務めを果たしていかなければならないと感じております。

こうした中、近年の火災件数の減少により、火災現場での消火活動経験の少ない職員が増加していることは、本市のみならず、全国的傾向でもあります。これを踏まえ、本市では若手職員の経験不足を補い、火災性状等の知識の向上と、活動危険等のリスク判断能力を向上させることを目的として、実火災訓練施設を整備し、より実践的な教育訓練を本格的に進めていきたいと考えております。

一方で、救急出動件数は年々増加の一途をたどっており、とりわけ昨夏は猛暑の影響から、本市でも一日の出動件数が過去最多を記録したところです。今後のさらなる高齢化の進展などの社会情勢を勘案しますと、今後ますます救急出動件数は増加することが予想されます。

そのため本市では、特に救急需要の高い市中心部の救急体制の強化を図るため、JR仙台駅北側に2隊の救急隊を配置する救急専用出張所の整備を行い、本年4月から運用を開始いたしました。

このような各種の事業の推進により、引き続き様々な社会情勢や環境の変化に的確に対応した消防活動体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

冒頭でも触れましたが、本市は「杜の都・仙台」と称されており、これを市民の誇りとしていますが、この「杜」は、山や野原の自然の樹木や草花だけでなく、まちに暮らす人々が協力しあい、長い年月をかけて育ててきた、豊かな街中の緑のことを指しており、こうした緑こそを仙台の宝とする市民の思いが、「杜の都」という愛称に込められています。平成の東日本大震災や昭和の宮城県沖地震、戦災といった多くの試練や時代変化を乗り越え、環境と都市機能が調和する「杜の都」を創り上げてきた先人たちの思いを引き継ぎ、人々の夢や意欲を育み、躍動し続ける魅力あるまちづくりの実現に向け、安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆さまのご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、日本検定協会のみならずのご発展と全国の消防防災関係者の皆様の益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、巻頭のことばとさせていただきます。

共同住宅特例基準50年の歴史と 特定共同住宅省令への移行（その1）

東京理科大学総合研究院教授
小林恭一 博士（工学）

はじめに

共同住宅特例基準は、昭和36年（1961）の消防法施行令制定直後から運用され、日本の共同住宅の防火安全の確保に多大な貢献をしてきました。一方で、二方向避難・開放型住戸を推奨して特徴的な形状の共同住宅の建設を誘導し（図0-1参照）、ひいては日本の都市景観に大きな影響を与えてきましたが、性能規定化により特定共同住宅省令に移行しました。その考え方や経緯、果たした役割などについて解説します。

1 共同住宅特例基準の位置づけ

共同住宅の火災危険と防火法令

共同住宅は、戸建て住宅の集合体のような特性を持っていますが、就寝施設であり、老人や乳幼児などの災害弱者も住んでいるなど、本来、高い潜在的火災危険性があります。このため、消防法令上は、消防法施行令別表第一（以下「令別表第一」）(5)項ロとして、旅館・ホテル等と類似の特性を持つグループに分類されています。また、建築基準法上も、高い火災危険性を有すると位置づけられる



図0-1 共同住宅特例基準を適用した典型的な共同住宅（戸山ハイツ）

「特殊建築物」として、建築基準法別表第一(2)項に旅館・ホテル・病院などと同じグループに分類されています。

中廊下タイプでバルコニーもない（廊下が火煙で汚染されると避難が困難になる）ホテルのような形状の共同住宅を建設することは、建築基準法上可能なので、共同住宅にかかる消防用設備等の技術基準は、基本的には、旅館・ホテル等と類似の火災危険性を前提として定められています。

共同住宅の火災予防上の特性

一般に、自動火災報知設備や屋内消火栓設備などの消防用設備等により防火安全性を確保しようとする、防火対象物の関係者がその使用方法を熟知し、訓練を行い、維持管理等も確実に行うことが必要ですが、一般的な共同住宅の場合、これらが確実に実施されると期待することは事実上難しい面があります。

一方で、施設利用者（居住者）が避難経路を熟知していることを期待できるため、延焼防止性能が高く、廊下・階段やバルコニーを利用して安全に避難するルートが確保される設計となっていれば、消防用設備等に、旅館・ホテル等ほど大きな役割を要求する必要はないのではないかとこの考え方も成り立ちそうです。

共同住宅特例基準

消防法では、以上のような事情を踏ま

え、以前は、共同住宅にかかる消防用設備等の設置基準について、本則で旅館・ホテル等に類似した規制を課した上で、消防庁予防課長通知で防火区画性能や避難安全性能等にかかる一定の基準を示し、この基準をクリアしたものについては、所轄の消防長又は消防署長の判断と責任において消防法施行令（以下「消令」）32条を適用し、本則とは異なる緩和基準を適用しても差し支えないこととしてきました。これらの基準が、いわゆる「共同住宅特例基準」と言われるものです。

共同住宅が、その構造や設計によって潜在的火災危険性に大きな違いがあり、消防用設備等の設置の必要性や設置方法にも影響するのであれば、本来、そのような考え方を本則の中に取り込むのが筋ですが、以下の理由から困難でした。

- ① 本則が消防用設備等の種類ごとに規定されている（防火対象物の用途ごとに規定されていない）ため、特定の用途について横断的に特別の規定を置くことは難しいこと
- ② 共同住宅の構造や設計についてはバリエーションが多様かつ複雑過ぎて、本則の中では表現しきれないこと
- ③ たとえ表現できたとしても、そのような規定ぶりは他の用途と著しくバランスを欠くこと

このため、長く「予防課長通知に基づく消令32条の適用」という、やや変則的な方法論がとられて来ました。

共同住宅特例基準の改正の歴史

共同住宅特例基準は、共同住宅の構造や設計による防火安全性能を、消防用設備等の設置の要否や設置方法等に反映させたものであるだけに、共同住宅の大規模化、高層化、多様化、住戸の大型化、他用途との複合化などが進むと、特例基準と現状とが大きく乖離して来ます。

このため、最初の特例基準が示された昭和36年（1961）以降、表1-1のとおり、ほぼ10年ごとに見直しと改正が行われてきました。

当時の通知内容を入手することは難しいと思いますので、私が東京理科大学の

火災科学研究センターのホームページに作った「消防法令改正経過検索システム」の「その他」→「重要消防庁通達・通知文」→「3 共同住宅特例基準関係」に全てアップしておきました。興味のある方はご覧ください。

2 118号通知(昭和36年(1961)8月) 最初の基準

最初の共同住宅特例基準は、昭和35年（1960）7月に改正された消防法の施行日（昭和36年（1961）4月1日）からわずか4ヶ月後に、公営住宅や公団住宅の建設主体と連携をとって作成され、公営

表1-1 共同住宅特例基準の変遷と特定共同住宅等省令

名称	交付年月	内容
118号通知	昭和36年 (1961) 8月	<ul style="list-style-type: none">・ 最初の特例基準・ 区画が確実なら1戸ごとに設備規制を適用（消令8条的手法）・ 1住戸70㎡以内
49号通知	昭和50年 (1975) 5月	<ul style="list-style-type: none">・ 高層化、住戸の大型化に対応・ 二方向避難・開放型の概念の登場・ 設備ごとの基準・ 1住戸100㎡以内
190号通知	昭和50年 (1976) 12月	<ul style="list-style-type: none">・ 49号通知の運用基準・ 二方向避難・開放型住戸の判断基準を具体的に明示・ 日本の共同住宅の形態に大きな影響
170号通知	昭和61年 (1986) 12月	<ul style="list-style-type: none">・ 住戸の大型化、光庭などの多様化に対応・ 住戸規模制限撤廃・ 住戸用自火報の設置が条件・ 49号通知と併用
220号通知	平成7年 (1995) 10月	<ul style="list-style-type: none">・ 49号通知と170号通知の一本化・ スプリンクラーと自火報は設置が原則、免除は例外・ スプリンクラーの設置免除基準を明確化
特定共同住宅省令・告示	平成17年 (2005) 3月	<ul style="list-style-type: none">・ 性能規定化（政令29条の4）に基づく省令と告示・ 特例基準は廃止・ 内容は220号通知と同様

住宅等における防火管理者の専任に関する特例運用の方法などとともに「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて」として通知されました。

通知の内容は、その後の基準と比べると遙かに簡明で、表2-2の要件を満たした共同住宅については、戸建て住宅と変わらないと考えて消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具等の設置を免除できるとしていました。これが消令8条に似た考え方であることはおわかりでしょう。

表2-2 118号通知の特例適用条件

1	住戸間区画を耐火構造とすること
2	共用部分との間の開口部面積を制限（4㎡以下）すること
3	当該開口部には甲種防火戸を設置（開放廊下に面していれば不要）すること
4	共用部分を不燃化すること
5	3階以上の階にある住戸の床面積を制限（70㎡以下）すること

この基準は、当時の耐火構造共同住宅のほとんどが、民間住宅も含め、4～5階建てで住戸面積も30～50㎡程度であり、設計のバリエーションも少ない、という状況を前提として作られていました。共同住宅の水準がこの程度である限り、この基準に合わせて設計すると、防火安全性が十分確保され、建設する側にも住む側にも無理や不都合がなく、一方、消防用設備等の設置及び維持のためのコスト

を大幅に削減できることとなります。このため、公的住宅供給主体は標準設計をこの基準と整合させ、民間マンションについても、多くはこの基準に従って造られました。

共同住宅の大量供給が始まる直前の昭和35年（1960）に消防法の設備規制が現在のような形になり、その直後にこの基準が作られたことは、日本の防火安全にとって幸運だったと思います。結果的に、日本の共同住宅の古いストックの大部分がこの基準に従って建設され、消防用設備等がない反面、防火安全性の高い構造・設計を有するものとなったからです。この時期がもう少し遅れていれば、今頃、消防用設備等が老朽化しかつ防火安全性の低い設計の古い共同住宅のストックを大量に抱え、国や自治体はその対策に悩んでいただろうと思います。

118号通知の課題

このように、共同住宅の大量建設が始まった当初から大部分の共同住宅に適用されて、日本の火災安全の確保に大きな効果を上げた118号通知でしたが、昭和40年代の後半（1970年代）になり、経済水準の向上に伴って共同住宅の高層化や住戸の大型化、設計の多様化等が進んでくると、その限界が次第に明らかになってきました。

その最大の問題は、118号通知では高層共同住宅の出現が想定されていなかった

たことです。表2-2に掲げた要件を満足すれば、消防用設備等を全く設置せずに高層共同住宅を建設することが可能になってしまうことはいかにも問題でした。

もう一つの問題は、118号通知の制定当時は平均住戸規模が小さかったため、「二方向避難」という概念がなかったことです。住戸面積が40～50㎡程度であれば、火災の発見も容易ですし、玄関一つしか避難路がなくても、安全な共用廊下で脱出することはそう難しくなかったからです。

この結果、118号通知には、避難路としての「バルコニー」の位置づけがありませんでした。バルコニーは、地面から切り離された共同住宅の各住戸にとっては「庭」と類似の使い勝手を持つ空間で、日本の大部分のような気候風土で普通の家庭生活を営む場合には、住み手の側から高いニーズがあります。このため、公的共同住宅の標準設計にも入っており、民間マンションでもごく普通に設置されていました。当時は、バルコニーのないホテルのような形状の共同住宅はまだほとんど出現していませんでしたが、設置するバルコニーを第二の避難路と意識して設計するかどうかは、設計者に任されていました。

火災の発見が遅れて玄関から脱出するのが困難な状況に陥った場合、バルコニーを第二の避難路として活用できれば、共同住宅の火災安全性は遙かに高くなり

ます。昭和40年代の後半（1970年代）になると、共同住宅の住戸面積が急速に拡大したため、当時、バルコニーを活用した防火安全対策の制度的担保が望まれていたのです。

3 49号通知と190号通知（昭和50年（1975））

昭和40年代の後半（1970年代）になると、高層共同住宅が出現し住戸規模が急速に大型化したため、118号通知は、昭和50年（1975）に、その後の共同住宅特例基準の原型である49号通知とその運用通知である190号通知に改定されました。この2つの通知により、共同住宅の二方向避難や避難路の開放性の基準が明確になり、当時、ほとんど全ての共同住宅がこの基準に従うようになったため、日本特有の共同住宅の外観や街並みが形成されることになりました。

49号通知（昭和50年（1975）5月）

昭和40年代後半（1970年代）になり、高層共同住宅が出現し住戸規模が急速に大型化すると、4～5階建てで住戸面積がせいぜい50㎡程度の共同住宅を念頭に置いて作られた118号通知の限界と課題は無視できないほど大きくなって来ました。

このため、当時の共同住宅の現状と将来の方向性を踏まえ、昭和50年（1975）に、その後の共同住宅特例基準の原型となる「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和50年（1975）5月1日消防安第49号消防庁

安全救急課長通知（いわゆる「49号通知」）」が発出され、118号通知は廃止されました。

49号通知の概要は、表3-1のとおりです。

表3-1の7は、具体的には、1～4の要件を満たす「二方向避難・開放型住戸等」であれば、消火器具（10階以下の部分）、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備（10階以下の部分）及び非常警報設備である放送設備の設置が免除されることになっていました。

当時、民間マンションも含めて共同住宅の多くはこの免除を受けようとして、この要件を満たすように造られるようになりました。この要件を満たす共同住宅

の防火・避難性能は非常に高かったため、これにより日本の共同住宅の防火安全水準は極めて高くなりましたが、一方で、190号通知（後述）とあいまって、結果的に日本特有の共同住宅の形状、ひいては都市景観までも規定することとなりました。

表3-1の8に関しては、「規則13条区画」について改めて説明しておきます。

耐火構造の壁及び床により小面積に防火区画された部分はスプリンクラー設備の設置を免除できる、という考え方は、消防法施行規則（以下「消則」）13条として昭和35年（1960）制定当初からありましたが、千日デパートビル火災に伴うスプリンクラー設備の設置強化（昭和47

表3-1 49号通知の概要

1	主要構造部が耐火構造で住戸等間が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていることが前提であること
2	3階以上の階にある住戸の床面積制限を100㎡（従来は70㎡）以下としたこと
3	バルコニーを避難路として位置づけ、「二方向避難」及び避難路の開放性についての考え方を整理したこと
4	住戸と共用部分の間の開口部の面積を原則2㎡以下（二方向避難が可能で避難路の開放性も確保された住戸等（「二方向避難・開放型住戸等」）の場合は4㎡以下）とするなど、住戸等の区画性能を詳細に規定したこと
5	消防用設備等ごとに、その特性を考慮して緩和条件を設定したこと（全設備一律の条件ではないこと）
6	自動火災報知設備の設置の要否について、階数や避難性能（二方向避難の可否・避難路の開放性等）に応じた細かい条件を示すとともに、同設備を設置する場合の感知方式、鳴動方式等を共同住宅の特性に合わせたものとしたこと
7	1～4の要件を満たす「二方向避難・開放型住戸等」については、ほとんどの消防用設備の設置を免除したこと
8	スプリンクラー設備については、「規則13条（現行の消則13条2項）の」存在を前提として、各住戸については言及せず、室面積が100㎡を超える可能性がある「共用室」についてのみ条件を示したこと

年（1972）12月改正）の施行に合わせて昭和48年（1973）6月に改正され、現在の消則13条2項（改正当時は1項）に近い形に整備されました。

この時の改正の主たるターゲットは共同住宅でしたが、当時はまだ118号通知の時代で、共同住宅についても二方向避難や避難路の開放性については配慮されておらず、このため、「規則13条区画」も、区画性能にのみ重点を置いた基準となりました。その後49号通知の時代になり、他の消防用設備等の設置免除要件が区画性能だけでなく避難性能にも配慮したものとなりましたが、「規則13条区画」に基づくスプリンクラー設備だけは、区画性能さえ満足すれば設置免除できる、という矛盾を含んだ基準として取り残されることになりました。このことが、後に平成7年（1995）10月の220号通知（後述）と平成8年（1996）2月の消則13条の改正（消則13条の対象から共同住宅等を除外）に繋がることになりました（5参照）。

昭和51年（1976）の追加通知（190号通知）

49号通知のうち二方向避難と避難路の外気への開放の条件については、昭和50年（1975）12月に、49号通知の運用基準として位置づけられる「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細則」（いわゆる「190号通知」）が定められ、さらに詳細な基準が示されました。

190号通知では、バルコニーを用いた二方向避難の原則を示すとともに、バルコニーが第二の避難路として認められるか否かについて15のパターンを図解して例示しています（図3-1）。

また、避難路の開放性についても、片廊下型（図3-2）や階段室型（図3-3）の共同住宅の廊下や階段が外気に開放されていると認められるか否かについて、その原則を示すとともに、その典型的な例を図示しています。

この190号通知は、当時、共同住宅の設計が多様化しつつあり、設計者の側も消防機関の側も、二方向避難や避難路の開放性の判断方法について明確な基準を

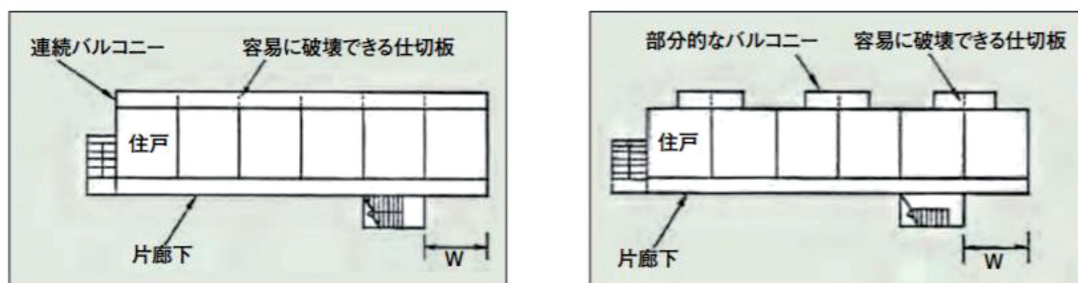


図3-1 二方向避難の基準の例

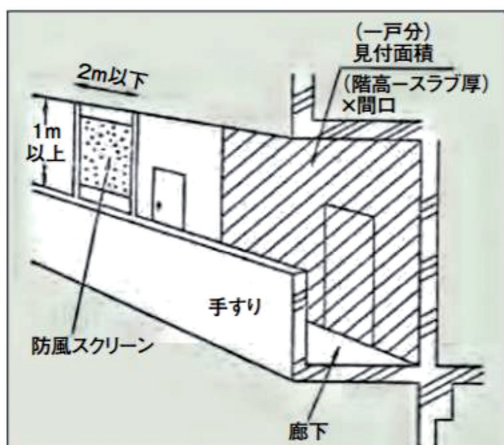


図3-2 開放型廊下と防風スクリーン

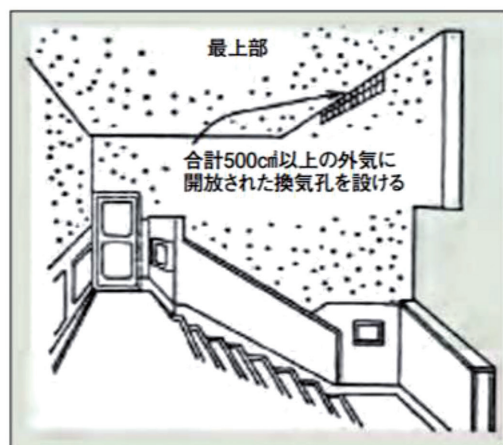


図3-3 階段室最上部の開口部

必要としていたことから定められたものです。内容については、両者の意見を十分汲み上げただけでなく、当時は実施例が少なくても将来一般化する可能性があると考えられる形状まで視野に入れた先進的なもので、今に至ってもほぼ原型のまま用いられています。

190号通知の影響

それだけに、190号通知が日本の共同住宅の形状に与えた影響は極めて大きいものでありました。この190号通知に誘導されて、当時日本の共同住宅の多くが持つことになった住棟全体に連続したバルコニー（図3-4）、連続バルコニーの隣戸との境界に設置する「容易に破壊できる仕切板」（図3-5）、二戸ずつ連続したバルコニー（図3-6）、外気に開放された廊下と防風スクリーン（図3-7）や階段（図3-8）などは、欧米諸国ではあまり見

られないもので、日本の共同住宅特有の外観を形づくるとともに、その集合体としての都市景観を決定づける大きな要素ともなりました。

なお、開放型階段室の形状や構造については、昭和44年（1969）住指発第259号建設省建築指導課長通達「建築基準法第38条の規定に基づき、階段室型共同住宅の階段部分に通ずる出入口に設ける甲



図3-4 連続バルコニーと容易に破壊できる仕切板（戸山ハイツ）



図3-5 容易に破壊できる仕切り板



図3-6 2戸ずつ連続したバルコニー（戸山ハイツ）



図3-7 外気に開放された廊下と防風スクリーン（戸山ハイツ）



図3-8 外気に開放された階段室（戸山ハイツ）

種防火戸の構造と同等以上の効力があると認める件について」が元になり、さらに昭和48年（1973）6月消防庁告示第10号「屋内避難階段等の部分を定める告示」により、消防庁でもこれと同内容の開放型階段室を避難器具の設置を減免できる屋内避難階段（消則26条2項）とし

て指定しています。このような事実を勘案すると、開放型の階段室は、共同住宅特例基準だけでなく、消防法の他の規定や建築基準法の解釈運用及び建基法38条の適用基準との連携で普遍化したものと推測されます。



消防ポンプ自動車の機関及び車台一覧

消火・消防設備部消防設備課

下記一覧表は当協会が試験を行い、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に適合するものと判断した消防ポンプ自動車に用

いる機関、車台及び駆動装置を各会社別にまとめたものです。（令和2年4月23日現在）

消防ポンプ自動車の機関及び車台一覧表

令和2年4月23日現在

社名	機 関			車 台				車 両 総重量 (t)	駆 動 装 置 型 式 (ギヤ比)	備 考 (適用補助型式等)						
	型 式	最高回転等 (kW(PS)/rpm)	総 排気量 (cc)	車 名 型 式	車 台 型 式	ホイル ベース (m)	最 大 積 載 量 (t)									
日 野 自 動 車 機	N O 4 C	100(136)/3,000 110(150)/2,500	4,009	SKG-XZU600E	XZU600	2.525	3.00	7.30	HWOM35A (0.981) (1.106)	電気式がバナ (CD-1)						
				SKG-XZU640M	XZU640	2.80										
				SKG-XZU685M◎	XZU685											
				TKG-XZU600E	XZU600	2.525										
				TKG-XZU640M	XZU640	2.80										
				TKG-XZU685M◎	XZU685											
				TPG-XZU600E	XZU600	2.525										
				TPG-XZU640M	XZU640	2.80										
				2RG-XZU600E	XZU600	2.525										
				2PG-XZU600E	XZU600											
	J O 7 E	146(198)/2,850 177(240)/2,500	6,403	LKG-FE7JGAA	FE7JGA	3.75	8.50	14.50	HWOM35A (1.176)	電気式がバナ (CD-II、水槽車、 化学車I~IV、大I、 はしご車、屈折はしご 車等)						
				LDG-FE7JGAA	FE7JGA											
				LKG-FE7JAA	FE7JJA	4.25					8.60					
				LDG-FE7JAA	FE7JJA											
				LKG-FE7JAAA	FE7JKA	4.54					8.70					
				LDG-FE7JAAA	FE7JKA											
				146(198)/2,850 177(240)/2,500	6,403	QKG-FE7JGAA					FE7JGA	3.75	8.50	14.50	HWOM35A (1.176)	電気式がバナ (CD-II、水槽車、 化学車I、II、はしご 車、屈折はしご車等)
				QKG-FE7JAA		FE7JJA					4.25	8.60				
				QKG-FE7JAAA		FE7JKA					4.54	8.70				
				146(198)/2,850 162(220)/2,500	6,403	SKG-FD7JAAA					FD7JEA	3.28	4.50	8.00	LFF (1.073) (1.157)	電気式がバナ (CD-II、水槽車、 化学車I、II、はしご 車、屈折はしご車等)
SDG-FD7JAAA	FD7JEA															
SKG-FD7JGAA	FD7JGA	3.75	4.45			8.00										
SDG-FD7JGAA	FD7JGA															
SKG-GD7JGAA	GD7JGA	3.75	6.40			10.99										
SDG-GD7JGAA	GD7JGA															
SDG-FX7JGAA◎	FX7JGA	3.75	4.05			8.00										
SDG-GX7JGAA◎	GX7JGA	3.75	6.80			11.30										
146(198)/2,850 162(220)/2,500	6,403	TKG-FD7JAAA	FD7JEA	3.28	4.50	8.00	LFF (1.073) (1.157)	HWOM35A (1.176)								
		TKG-FD7JGAA	FD7JGA	3.75	4.45	8.00										
		TKG-GD7JGAA	GD7JGA	3.75	6.40	10.99										

			2RG-FSS90S2◎	FSS90	3.79	5.80	10.99					
							11.95					
			2PG-FSS90S2◎	FSS90	3.79	5.80	10.99					
							11.95					
			2PG-FVR90U2	FVR90	4.10	7.90	16.00					
						9.00						
						8.10						
			2RG-FTS90S2◎	FTS90	4.25	7.60	14.70					
			2PG-FTS90S2◎									
4 J Z 1 F	103(140)/3,200 110(150)/2,800	2,999	2RG-NLR88N	NLR88	2.75	1.75	4.99	PFA (1.113)	電気式がハナ			
			2RG-NMR88N	NMR88	2.75	3.00	7.49	(1.195)				
			2RG-NLS88AN◎	NLS88	2.76	1.65	4.99	PFA-1 (1.023)				
			2PG-NMS88AN◎	NMS88	2.76	2.00	6.50	(0.954) (0.977)				
							7.00	PFE (1.105)				
トヨタ自動車㈱	N O 4 C	100(136)/3,000 110(150)/2,500	4,009	SKG-XZU600H	XZU600	2.525	3.00	7.30	HWOM35A (0.981) (1.106)	電気式がハナ (CD-I)		
				SKG-XZU640	XZU640	2.80						
				SKG-XZU685◎	XZU685							
				TKG-XZU600H	XZU600	2.525						
				TKG-XZU640	XZU640	2.80						
				TKG-XZU685◎	XZU685							
				TPG-XZU600H	XZU600	2.525						
				TPG-XZU640	XZU640	2.80						
				100(136)/3,000 110(150)/2,380	4,009	2RG-XZU600H					XZU600	2.525
						2PG-XZU600H					XZU600	
						2RG-XZU640					XZU640	2.825
						2PG-XZU640					XZU640	
						2KG-XZU685◎					XZU685	2.80
UDトラックス㈱	4 H K 1 F	93(127)/2,700 154(210)/2,400	5,193	2RG-BRR90S2	BRR90	3.26	3.70	8.00	PFC (1.235)	電気式がハナ (CD-II、水槽車、 化学車 I～IV等)		
						3.75	3.75					
						3.79	3.70					
				2PG-BRR90S2	BRR90	3.26	3.70	8.00				
						3.75	3.75					
						3.79	3.70					
				2RG-BSR90S2	BSR90	3.26	6.00	10.99				
						3.79	6.20					
				2PG-BSR90S2	BSR90	3.26	6.00	10.99				
						3.79	6.20					
				2RG-BRS90S2◎	BRS90	3.79	3.20	8.00				
						3.70	2.60					
				2PG-BRS90S2◎	BRS90	3.79	3.20	8.00				
						3.70	2.60					
				2RG-BSS90S2◎	BSS90	3.79	5.80	10.99				
											11.95	
						3.70	5.50				10.99	
				2PG-BSS90S2◎	BSS90	3.79	5.80	10.99				
		11.95										
3.70	5.50	10.99										
93(127)/2,700 177(240)/2,400	5,193	2PG-BVR90U2	BVR90	4.10	7.90	16.00						
				9.00								
				8.10								
				4.25	7.60		14.70					
				2PG-BTS90S2◎	BTS90							

注：車名型式中「※」は全輪操舵、「◎」は全輪駆動であることを示す。



放水型ヘッド等スプリンクラー設備の 評価結果概要について

虎ノ門事務所

1 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の総合評価結果

平成31年4月から令和2年3月までに、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備として総合評価を受けたものはありませんでした。

2 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の型式評価結果

平成31年4月から令和2年3月までに、型式評価を行った製品については、次に掲げる試験番号が付与され、「認定マーク」が貼付されております。

申請者	評価番号	種別	型式記号	試験番号	承認年月日
ホーチキ(株)	S002	放水部	GAS3625DEJ	S002H003	R1.6.4
能美防災(株)	S028	制御部	MUW103A-□L	S028C005	R2.2.18

3 評価・確認試験申請件数及び確認試験申請個数

平成31年4月から令和2年3月までの放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の評価件数、確認試験申請件数及び確認試験申請個数は次のとおりでした。

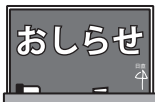
(1) 評価申請件数及び確認試験申請件数

確認試験申請件数	167件
----------	------

(2) 確認試験の主要構成装置の月別申請個数

主要構成装置		月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
放水部	固定式ヘッド		615	29	260	197	186	680
	可動式ヘッド		0	18	27	0	15	2
感知部			28	36	42	0	23	2
制御部	制御盤		23	18	15	20	27	12
	その他		79	378	16	228	219	133
手動操作部			29	31	31	29	31	25
受信部			0	1	1	0	0	0

主要構成装置		月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
放水部	固定式ヘッド		153	250	545	265	413	680	4,273
	可動式ヘッド		25	10	0	6	0	0	103
感知部			41	18	0	6	0	0	196
制御部	制御盤		17	13	14	28	11	2	200
	その他		120	358	174	2	168	50	1,925
手動操作部			37	22	24	14	16	2	291
受信部			0	0	0	0	0	0	2



有効期限を経過した受託評価品目

【非常警報設備・スピーカー】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評放第 23～11～1号	H27.4.1	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R2.3.31
認評放第 23～12～1号	H27.4.1	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R2.3.31

【パッケージ型自動消火設備】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評パ第22～1号	H22.3.12	東京都江東区有明三丁目5番7号	株式会社モリタユージー	R2.3.11

【パッケージ型自動消火設備・非常電源】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評パ第20号	H22.3.12	東京都江東区有明三丁目5番7号	株式会社モリタユージー	R2.3.11

【屋内消火栓設備の屋内消火栓等・2号消火栓】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評栓第27～4号	H27.3.19	東京都港区高輪二丁目21番38号	株式会社建設工業社	R2.3.18

【屋内消火栓設備の屋内消火栓等・ノズル】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評ノ第27～4号	H27.3.16	大阪府枚方市招提大谷二丁目17番1号	株式会社横井製作所	R2.3.15

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について、新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており、適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

- 会議等開催情報 -

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

4月の会議は全てメール会議により実施しました。

- 業務委員会（令和2年4月9日）
 - ・令和2年3月度書面による定例理事会報告
 - ・住宅用火災警報器関連の報告他
検定申請個数等の定例報告
 - ・消防機器等製品情報センター運営会議
議事概要について
 - ・事務局長会議議事概要について
 - ・令和元年度住宅防火対策推進懇談会について
 - ・第9回住宅用火災警報器設置対策会議について
 - ・委員長連絡会報告
- メンテナンス委員会（令和2年4月21日）
 - ・点検実務検討小委員会報告
 - ・維持運用管理手法小委員会報告
 - ・委員長連絡会報告
- 技術委員会（令和2年4月16日）
 - ・火報システム技術検討小委員会報告
 - ・住警器設置・交換ガイドブック作成WG報告
 - ・特小用途拡大検討小委員会（仮称）の

募集について

- ・委員長連絡会報告
- 設備委員会（令和2年4月23日）
 - ・設備性能基準化小委員会報告
 - ・工事基準書改訂小委員会報告
 - ・委員長連絡会報告
- システム企画委員会（令和2年4月24日）
 - ・火報企画小委員会報告
 - ・火報関連システムとの連携調査小委員会報告
 - ・委員長連絡会報告
- 住宅防火推進委員会（令和2年4月22日）
 - ・交換推進WGについて
 - ・令和2年度住宅防火対策推進協議会行事予定について
 - ・住宅用火災警報器検定申請数について
 - ・お客様電話相談室受付結果について
 - ・委員長連絡会報告
- ◆（一社）日本消火器工業会◆

4月の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全て書面会議により実施しました。
- 第1回 企業委員会（令和2年4月16日）

協会通信

- ・令和元年度の消火器の申請・回収状況
- ・準会員退会報告
- ・機器協会会長表彰並びに消火器工業会会長表彰候補者について
- ・令和2年度 社会貢献委員会実施計画について
- ・コンプライアンスルール推進委員会報告
- ・消火器リサイクルシステム評価推進委員会 報告

○第1回 技術委員会

(令和2年4月20日)

- ・高性能型消火器の公開実験について
- ・消火器漏れ電流試験設備の進捗状況

○第1回 理事・総務合同会議

(令和2年4月21日)

- ・定例報告
- ・準会員退会報告

- ・機器協会会長表彰並びに消火器工業会会長表彰候補者について
- ・第60期事業報告書(案)承認の件
- ・第60期決算報告書(案)承認の件
- ・役員選任(案)承認の件
- ・第61期会費の額と納入方法(案)承認の件
- ・第61期事業計画書(案)
- ・第61期収支予算案

◆(一社)日本消火装置工業会◆

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、4月中の全ての委員会、分科会は中止となりました。

◆(一社)日本消防ポンプ協会◆

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、4月中の全ての委員会は中止又は延期となりました。

協会通信

検定協会だより 令和2年5月

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
光電式住宅用防災警報器	住警第 2020～1号	ホーチキ株式会社	電池方式、2種（DC3V、30mA）、自動試験機能付	R2.4.2
定温式住宅用防災警報器	住警第 2020～2号	ホーチキ株式会社	電池方式（DC3V、30mA）、自動試験機能付	R2.4.2

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
GP型1級受信機（蓄積式）	受第 11～1～3号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時間50秒	R2.4.2
閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用）	ス第 24～17～1号	千住スプリンクラー株式会社	1種可溶片型C72（標準r2.6、下向き）	R2.3.24

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
消防用ホース	H 0124FA03A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R2.3.30
消防用結合金具	C 01AF06A	株式会社 立売堀製作所	使用圧2.0、差込式差し口、呼称65	R2.4.1
	C 01BF06A	株式会社 立売堀製作所	使用圧2.0、差込式受け口、呼称65	R2.4.1

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・一体型	認評非第 2020～3号	ホーチキ株式会社	普通型、DC24V	R2.3.24
	認評非第 2020～4号	ホーチキ株式会社	防雨型、DC24V	R2.3.24

検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	0	19	2,386	85.7	85.7
	小型	1	4	71	383,709	98.8	98.8
消火器用消火薬剤	大型用	0		4	100	43.5	43.5
	小型用			12	15,045	147.9	147.9
泡消火薬剤	1		14	87,660	201.3	201.3	
感知器	差動式スポット型	0	0	47	319,220	121.1	121.1
	差動式分布型	0	0	15	7,780	111.7	111.7
	補償式スポット型	0	0	1	1,000	200.0	200.0
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	0	46	160,958	125.6	125.6
	熱アナログ式スポット型	0	0	12	11,774	155.3	155.3
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	1	100	100.0	100.0
	光電式スポット型	0	0	57	206,553	136.1	136.1
	光電アナログ式スポット型	0	0	17	52,528	109.4	109.4
	光電式分離型	0	0	6	365	205.1	205.1
	光電アナログ式分離型	0	0	3	206	4,120.0	4,120.0
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	1	1	皆増	皆増
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	1	109	皆増	皆増
	紫外線式スポット型	0	0	2	170	340.0	340.0
	赤外線式スポット型	0	0	8	1,377	184.6	184.6
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	皆減
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	17	27,454	136.9	136.9
	P型2級	0	0	10	4,852	144.1	144.1
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器	0	0	89	42,604	116.0	116.0	
受信機	P型1級	0	0	52	2,554	105.7	105.7
	P型2級	0	0	19	4,959	107.3	107.3
	P型3級	0	0	2	30	皆増	皆増
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	11	166	133.9	133.9
	G型	0	0	0	0	皆減	皆減
	GP型1級	0	0	10	16	177.8	177.8
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	13	30,876	87.8	87.8
GR型	0	0	14	175	96.7	96.7	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	0	0	38	131,500	59.2	59.2	
流水検知装置	0	0	37	2,307	135.4	135.4	
一斉開放弁	0	0	18	447	25.5	25.5	
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	30	皆増	皆増
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	19	12,141	87.9	87.9
緩降機	0	0	4	398	90.5	90.5	
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	21	84,689	79.9	79.9
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	34	470,035	81.0	81.0
合計	2	4	746	2,066,274	99.3	99.3	

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	1	10	5.0	5.0
予備電源	0	0	0	1	11,000	49.1	49.1
外部試験器	0	0	0	5	130	152.9	152.9
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	597	150.4	150.4
	受信装置等	0	0	0	0	-	-
光警報装置		0	0	0	0	皆減	皆減
	光警報制御装置	0	0	0	0	-	-
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	3	60,000	110.1	110.1
蓋圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	6	435,000	122.4	122.4
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	4	2,522	68.2	68.2
消火設備用消火薬剤	0	0	0	6	62,889	77.4	77.4
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	0	12	19	135.7	135.7
	可搬消防ポンプ	0	0	6	585	116.3	116.3
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	2	2	370	86.0	86.0
	呼称65以下のもの	0	0	1	30	75.0	75.0
消防用ホース	平 40を超えるもの	3	0	7	7,738	73.1	73.1
	平 40以下のもの	1	0	7	16,013	75.3	75.3
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	6	8,800	160.0	160.0
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
	差込式	0	0	42	107,800	136.0	136.0
	ねじ式	0	0	30	18,966	106.9	106.9
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
漏電火災警報器	変流器	0	0	10	3,710	98.2	98.2
	受信機	0	0	2	3,234	106.8	106.8
エアノール式簡易消火具	0	0	0	2	30,927	773.2	773.2
特殊消防ポンプ自動車	1	0	0	6	7	116.7	116.7
特殊消防自動車				0	0	皆減	皆減
可搬消防ポンプ積載車	0	0	1	1	1	100.0	100.0
ホースレイヤー	0	0	0	1	3	皆増	皆増
消防用積載はしご	0	0	0	6	275	539.2	539.2
消防用接続器具	0	0	1	16	3,092	73.8	73.8
品質評価業務				確認評価			
外部試験器の校正				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
オーバーホール等整備				14	32	213.3	213.3

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

令和2年4月

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	5	25	25,662	75.6	75.6	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	2	0	2	47	5,361	99.5	99.5	
	放送設備	1	0	3	69	89,406	101.5	101.5	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
構成部品		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	3	0	0	9	2,140	74.0	74.0	
	2号消火栓	1	0	0	5	970	46.2	46.2	
	広範囲型2号消火栓	1	0	0	7	710	92.2	92.2	
	補助散水栓	0	0	0	3	600	皆増	皆増	
	ノズル	1	0	0	26	10,429	92.4	92.4	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等		消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	9	32,500	58.1	58.1	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備		0	0	8	20	14,290	212.2	212.2	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	1	12	12	60.0	60.0	
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等		4	0	0	2	5	20,809	149.6	149.6
受託試験及びその他の評価		依頼件数			依頼件数				
受託試験(契約等)		0							
受託試験(その他の契約等)					2				
評価依頼(基準の特例等)		0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されて1箇月が経過しました。この間、4月下旬からの大型連休における都道府県域を越える人々の移動発生のおそれや、都市部においては、生活必需品を購入するための商店街やスーパーマーケット、散歩やジョギングを行う公園などで感染リスクが高まる、いわゆる「3密」が生じる事態となりました。

このため、物理的な人の移動をしないオンラインでの帰省の呼び掛け、買物の頻度など国民に対するさらなる外出自粛の要請、「3密」の発生を回避するための都市公園等の閉鎖、観光地の施設の休業や交通規制、海や山の立入制限の要請などが各自治体の取組で進められました。

一方では、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として

の令和2年度補正予算が成立し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための「特別定額給付金」について、市町村への申請、給付も始まったところです。

さて、今月号では、仙台市消防局長の小野司様には巻頭のことばを、東京理科大学総合研究院教授の小林恭一様からは「共同住宅特例基準50年の歴史と特定共同住宅省令への移行（その1）」をご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

6月号では、京都市消防局長の山内博貴様には巻頭のことばを、東京理科大学総合研究院教授の小林恭一様からは「共同住宅特例基準50年の歴史と特定共同住宅省令への移行（その2）」を、当協会からは「令和元年度の検定業務を振り返って」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電 話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 9 階
TEL 03-3593-2991 FAX 03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。

e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

